



重要な施策や制度、旬のイベントなどを紹介します。

## 改元に伴い町からの文書の表記が変わります

本年5月1日に元号が「令和」となり、同日以降、町が作成する文書では「令和」を使うこととなりますが、一部の文書で「平成」の表記が残る場合があります。主に電算システムを用いて作成する文書で、「平成31年度〇〇税」など、年度の表記で平成が残ります。

法律上、「平成」のままでも文書として有効なものとされており、平成31年度と表記されている部分は、「令和元年度」と読み替えていただくよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。



### ■問い合わせ先

#### 総務課

☎内線241

行政総務担当 FAX(74)9141

## 金融犯罪による詐欺にご注意を！

- 次のような金融犯罪による詐欺被害が多発しています。不審に思ったら、一人で行動せずに、警察か町消費生活相談、財務省横浜財務事務所理財課にご相談ください。
- ▼**投資詐欺**「悪質な業者による詐欺的な投資勧誘」
  - ▼「必ずもつかります」には気を付けましょう。
  - ▼電話勧誘などにすぐに応じない
  - ▼もつかけ話を安易に信じない
  - ▼よく分からない商品には手を出さない
  - ▼**電子マネー詐欺**「電子マネーを悪用した手口」
  - ▼プリペイドカードを買ってきても詐欺。
  - ▼身に覚えのない請求は無視する
  - ▼プリペイドカードの番号は他人に教えない
  - ▼トラブルが起きたら、カードの発行会社に連絡する

- ▼「キャッシュカードを手交型詐欺(キャッシュカードを預かり、暗証番号を聞き出して現金を引き出す手口)」
  - ▼「キャッシュカードを取りに行きます」は偽物。
  - ▼他人に暗証番号を教えない
  - ▼他人にキャッシュカードを渡さない
  - ▼不審な電話がかかってきたら、すぐに警察へ通報する
- 問い合わせ先
- 町消費生活相談 ☎内線255  
 (祝日を除く月・木曜日午前10時～正午、午後1時～4時、受け付けは午後3時まで)
- 財務省横浜財務事務所理財課  
 ☎045(285)0981

## 自殺対策計画推進協議会の委員を募集します

- 概要** 町自殺対策計画推進協議会は自殺対策における計画の策定および推進について検討する機関です。
- 任期** 令和3年3月31日まで
- 人数** 1人
- 年間開催回数** 2～4回
- 報酬・謝礼等** 記念品
- 「私の考え」テーマ** 誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するには何が必要ですか
- 応募資格** 任期開始日時点で次のすべての要件を満たしていること
- ▼町に在住か在勤または在学の満18歳以上であること
  - ▼町のほかの審議会等の委員でないこと
- ▼町の行政機関の職員または町議会議員でないこと
- ▼同一の審議会等の公募委員を2期続けて務めている場合は、その職を退いてから2年以上経過していること
- 申し込み** 5月30日(木)までに町民窓口課、各公民館、町ホームページなどにある所定の申込書と、任意の様式で400字程度にまとめた「私の考え」を同課へ郵送か直接、ファクスまたはEメール(町ホームページから)で
- 選考方法** 選考委員会で申込書および「私の考え」により選考を行い、結果は文書で通知します。
- 問い合わせ先
- 町民窓口課 ☎内線253  
 町民相談担当 FAX(74)2833

# 「町民と町が協働するまちづくり」について

## 「協働」ってなんだろう

町民と町が、対等な立場でお互いの立場や考え方を認め合いながら、「良いところを生かして、共通の課題解決や改善を図る手法の一つです。」

## 「協働するまちづくり」とは

町自治基本条例の基本理念です。町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力し合ってまちづくりを進めていくことです。

## 「町民と町」とは

町内に住んでいたり、働いていたり、学んでいたりする人のほか、町内で活動する企業、民間非営利団体、その他の団体も「町民」です。

協働とは町民と町が取り組むものが、協働する組み合わせは、「町民活動団体と企業」や「町民活動団体と町」「企業と町」「個人と個人」などさまざまです。

## 「協働のまちづくり」の例

### 青色回転灯装着車両による防犯安全パトロール事業

小谷地域防犯安全パトロール隊が犯罪や事故等の未然防止、防犯意識や交通安全意識の向上、地域の安全・安心を図るために、青色回転灯を装着した車両でパトロールを実施しました。これに対して町は平成27年度から3年間補助金を交付し、活動協力者募集の広報、警察等関係機関との調整、不審者情報の提供等を行い、パトロールに協力しました。

## 「みんなの協働事業提案制度」事前相談を受け付けています

期間 5月10日(金)まで

**対象団体** 次のいずれにも該当する団体  
 ▼旧みんなの協働事業提案制度モデル事業(平成27～29年度)の事業実施団体でない  
 ▼運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われている  
 ▼政治・宗教・営利活動を行っていない  
 ▼暴力団またはその構成員統制下にならない

**対象事業** 次のいずれにも該当する事業  
 ▼町内で実施する事業で地域の課題解決を目指している  
 ▼具体的な効果、成果が期待できる  
 ▼町民および町民活動団体と町の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することと相乗効果が期待できる

▼実施にかかる予算や計画が適切である  
 ▼ほかの補助金等の対象でない  
 ※公序良俗に反するもの等、協働事業とすることが不適切なもの是对象外です。

**補助金上限額** 協働事業スタート(入門)支援5万円、協働事業ステップアップ(発展)支援50万円

**相談方法** 協働文化推進課へ電話か直接、またはファックス、Eメール(町ホームページ)で



小谷地域防犯安全パトロールの様子

**問い合わせ先**  
**協働文化推進課** ☎内線271  
 協働担当 FAX(74)9141

# 身近な生活に係る相談を受け付けています

相談内容等は左記の一覧のとおりです。場所はすべて町役場2階の町民相談室で行っています。

## 【注意事項】

▼いずれも相談は無料で、秘密は厳守します  
 ▼予約制の相談は1人30分間です  
 ▼予約は窓口か電話で随時、先着順に受け付けます  
 ▼同じ内容の相談は原則1回です  
 ▼相談日時は祝日等により変更になることがありますので、巻末のカレンダーでご確認ください

## 特設相談のお知らせ

**行政相談**  
 日時 5月24日(金)午後1時～3時  
 場所 南部文化福祉会館

## 人権相談

日時 6月1日(土)午後1時～4時(午後3時まで受け付け)  
 場所 町民センター

## 問い合わせ先

**町民窓口課** ☎内線254  
 町民相談担当 FAX(74)2833

## 相談一覧表

相談名	相談員	相談日時	相談できる内容
消費生活相談	消費生活相談員	毎週月・木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時(午後3時まで受け付け) ※茅ヶ崎市でも相談が可能 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時	架空請求や不当請求、多重債務、インターネットや契約に関するトラブルなど
法律相談(予約制)	弁護士	毎月第1、2、3水曜日 午前10時30分～正午、午後1時～3時30分	相続、遺言、離婚、金銭貸借、労働問題等、日常生活における法律的な問題
司法書士相談(予約制)	司法書士	毎月第2金曜日 午後1時～4時 ※茅ヶ崎市でも相談が可能 毎月第2火曜日(時間同じ。予約は茅ヶ崎市に直接)	相続、贈与、売買などによる登記手続き、成年後見、遺言書の作成など
行政書士相談(予約制)	行政書士	毎月第3金曜日 午後1時～4時	官公庁に提出する書類や遺産分割協議書などの書類作成に関するもの
人権相談	人権擁護委員(法務大臣委嘱)	原則毎月第2、4火曜日 午後1時～4時(午後3時まで受け付け)	夫婦や親子間などの家庭問題、近所とのめんど、いじめや体罰など
行政相談	行政相談委員(総務大臣委嘱)	奇数月第4金曜日 午後1時～3時	道路、年金、雇用などの国の行政に対する苦情、意見、要望など

# 令和元年度の自治会長が決まりました

各自治会の活動をけん引する22人の自治会長は次のとおりです。

自治会では、地域に住む人が交流を行い、親睦を図りながら結束して、地域での生活に必要な情報交換を行って

います。また、地域の課題解決に取り組み、安心・安全な活動や美化活動、環境活動などを通して、自主的、自発的に協働して、住みやすいまちづくりを進めています。

具体的に、住民の生活に欠かせない活動(防災活動、避難行動要支援者を支援する活動、ごみ集積所の管理と清掃活動、防犯活動など)、住民同士の交流を深めるための活動(各種行事、高齢者ふれあいサロンなど)を実施しています。皆さんが住んでいる地域を住みや

すくするため自治会に加入しましょう。お住まいの自治会が分からない場合などはお問い合わせください。

■問い合わせ先  
協働文化推進課 内線272  
協働担当 FAX(74)9141

## 南部地区



田端  
楠谷 稔



一之宮東  
森 一光



一之宮西  
斉藤 正信



一之宮北  
金子 巖



一之宮ソフィア  
猿渡 修悟



中瀬  
大國 一郎



筒井  
千野 修二



大曲  
浜辺 謙吉

## 中部地区



岡田東  
升水 道弘



岡田西  
熊山 一利



新町  
石川 千秋



越の山住宅  
藤岡 達雄



岡田もくせいハイツ  
飯倉 利行



県営寒川もくせいハイツ第二  
竹田 智一



菅谷台  
原 幹夫



大蔵  
藤井 明男



小谷  
千葉 保雄



都合により、  
写真の掲載は  
していません。

新橋アパート  
今井 和久



宮山南部  
古谷 雅洋

## 北部地区



小動  
佐藤 勲



宮山  
前田 新一



倉見  
佐藤 壽郎

上段は自治会名、下段は会長氏名(敬称略)